

論文審査の結果の要旨

氏名 有 富 純 也

有富純也氏の論文『古代国家支配理念の研究』は、八・九世紀の日本律令国家において勸農政策や宗教政策が果たした機能を実証的に検討し、国家の支配理念、構造やその変質について、新しい論点を提供した意欲的な研究成果である。

第一部では、これまで検討されなかった律令国家による儒教的な「百姓撫育」政策に注目し、八世紀には地方行政監察使・国司によって「撫育」を行なったのが、九世紀以降には使者を派遣しなくなり、九・十世紀の交以降は国司に撫育を委任するようになったという変遷を明らかにした。また、律令国家の官僚制において神祇官が太政官と並立する理由を、幣帛の授受を通して地方社会と直接関係を持つという特質から解き明かし、九世紀には幣帛が国司を介して各神社に授けられることとなり、神祇官の地位が失われていくと論じた。これらの検討から、律令国家が支配を正当化する理念を持ち、「撫育」や幣帛班給などの勸農政策・宗教政策によって民衆生活の安定化をめざす政策を行なったことを指摘した。

第二部では、律令国家の変質過程とその社会的背景を論じ、東国の古代社会が争乱状況から九世紀半ばに変化する様相を明らかにするとともに、地方行政監察使が九・十世紀の交に派遣されなくなる変化と、その中で十世紀半ばまで続いた不堪佃田使・損田使の検討から、九～十世紀にかけての国家財政や朝廷・国家のあり方の変質を考察した。

第三部では、撰関期における朝廷の支配理念を論じ、祥瑞・勸農・受領罷申儀の検討から、地方政治に対する天皇・国家の関与のあり方が十世紀中葉に変化し、撰関期の実態が理想的には全国の地方支配を行なわない形へと変貌したと論じる。そして、災害・怪異の性質や地域によって朝廷・天皇の対応に差があることと、その背景にある災異思想とを解明した。

なお、国家仏教についての検討、諸理念の全体的な俯瞰、そして地方神社行政の具体的なあり方とその地域社会との関係などについてのさらなる論及が望まれるものの、日本律令国家の支配理念について新たな観点を提示した点で、本論文は、今後の研究に有益な基礎をもたらしたといえよう。

よって、本論文は博士(文学)の学位を授与するのにふさわしい論文であると判断する。